

中野区教育委員会会議録

平成30年第27回定例会

平成30年10月5日

中野区教育委員会

平成30年第27回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年10月5日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時27分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当） 平田 祐子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第32号議案 旅館業の営業許可に係る意見について

2 報告事項

(1) 委員活動報告

① 9月27日 第50回中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会

② 9月28日 平和の森小学校仮校庭の用地及び旧中野刑務所正門の視察

(2) 事務局報告

① 平成30年度中野区学力にかかわる調査の結果について(指導室長)

② 中野区教育委員会部活動のあり方に関する方針について(指導室長)

③ 平和の森小学校増築工事に伴う仮校庭の整備について(子ども教育施設担当)

④ 旧中野刑務所正門について(文化・スポーツ担当・子ども教育施設担当)

○議事経過

午前10時00分開会

伊藤教育長職務代理

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第27回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

伊藤教育長職務代理

議決事件、「第32号議案 旅館業の営業許可に係る意見について」を上程いたします。

初めに、議案について、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

本議決事件につきましては、9月7日の教育委員会での協議の結果により、議案を上程するものでございます。

教育委員会では、中野区保健所長から旅館業の営業許可に係る照会について、意見を取りまとめました。

照会の内容につきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、保健所長は、学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、旅館業の許可を与える場合は、あらかじめ清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校を設置する教育委員会の意見を求めるというものです。

それでは、第32号議案をご覧ください。

提案理由でございますが、旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第4項に基づき、中野区保健所長から意見を求められたので、意見を申し出る必要があるというものです。

議案の別紙をご覧ください。保健所からの照会の内容になります。

1番、申請のあった場所でございますが、中野区中央五丁目47番8号になります。

2番、申請者は、Jeffery株式会社。

3番、営業種別及び名称ですが、旅館・ホテル営業で、名称は「グランデュオ中野」になります。

続いて、5番の施設の概要でございますが、建物の区分は、鉄骨鉄筋コンクリート造で

5階建て、客室は13室で、定員は55名となっております。

また、当該旅館・ホテルのおおむね100メートル区域内の学校は、中野区立桃花小学校になります。41メートルとなります。

続いて、議案の2ページをご覧ください。こちらが教育委員会の意見になります。

1点目は、中野区立桃花小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう、当該旅館・ホテルの営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と当該旅館・ホテル営業の運用ルールの確立について配慮を求めるといふものでございます。

2点目は、地域の良好な生活環境を保つため、当該旅館・ホテルの宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や、地域の住民からの苦情について、真摯に臨むための体制の確保について、当該旅館・ホテルの管理者への指導を要望するものでございます。

3点目につきましては、当該小学校からの意見について申し添えるものでございます。一つ目に、当該施設の位置は学校を支援する地域及び町会の方々が何世代にもわたり住んでいる地域であることを認識されたい。2点目に、ホテルの看板などの外観、出入りする人の立ち居振る舞い、大きな声での話し声などの騒音は児童の恐怖感につながらないか、安心して安全な地域環境の維持に努められたい。3点目に、当該施設及び周辺の清掃や衛生状況等が児童の教育上、好ましくないものにならないか危惧する。上記の内容を意見としてございます。

説明は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この意見については、今まで議論も重ねてきたところで、これでよろしいかと思えます。

ただ、今後、こういった意見を求められる機会がふえてくると思えますので、区内のほかの学校の校長先生方にも、こういったことがあってこういった意見書を出したということとを共有するようなことをぜひしていただければと思います。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ほかにありますか。

私のほうから1点あるのですけれども、小学校からの意見についてというところで、安心で安全な地域環境ということで出ているのですけれども、今後ということでもやむを得ないかと思うのですけれども、もし可能でしたらば、1のところの一番メインのところにも「清純かつ安心・安全な環境」という形で。施設環境というふうにつけるのがよいかどうか、清純な施設環境というのがそれで一つのつながりであるならば、小学校の安心・安全な地域環境のための清純な施設環境とかいうふうにしてもいいのかもしれませんが、いずれにしても、安心・安全な環境ということがすごく大事だと思いますので、その点について、教育委員会のほうでも強調しているということがわかるような案文を、今回あるいは今後、お願いできればと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

その点については、文面とともに口頭においても、保健所にしっかり伝えてまいりたいと思います。

伊藤教育長職務代理

よろしくお願ひいたします。

小林委員

この内容に関しては、もうかなり議論も深めていますので、これでよろしいかと思うのですが、今、田中委員からもお話がありましたように、いろいろな学校に情報を共有するという。これは今、職務代理からもお話があったように、施設環境ということですが、表現はどうかあれですが、どちらかというとな人的な環境というのですか。そちらのほうが私としては気にかかるところです。どういう人が出入りするかということによる様々な環境の変化というのでしょうか。

もちろん、これはプラスに捉えることもできると思うのですが、おおむねマイナスを予想せざるを得ないかなと。そういったときに、これは小学校というふうに限定してはいますが、やはり中学校にもしっかりと校長会等で共有すると。小学校だけではなくて中学校にもかなり影響のあることだと思いますので、そういう点も私たちはしっかりと視野に入れていかなければいけないと思いますので、一応、申し添えたいと思います。

伊藤教育長職務代理

よろしいですか。

渡邊委員

私も今まで出ていた意見と同様で、急に今年になってこういった件数がふえてきて、実

際この文章でいいのかというのは何度も検討を重ねてきてはいるのですが、周りの地域住民だとか父兄の話も総合して、まだ考えられる状況までは至っていないのかなという事です。

今回はこれで出しますけれども、また今後も、こういった件があるときには、教育委員会としてははっきりとした文章で、決してウェルカムではないよみたいな。総論としては清純な環境が保たれ、なおかつ安全・安心を必ず確保すること、それが守られて、初めていかなものかという頭書きみたいなものからスタートしても今後はいいのかなど。それを必ず守っていただいて、それが守れない場合には厳しく指導してほしいと。それから懸念する形でも多少いいのかなどという。どこまでこれは僕たちが関与するものかという、これをやってはいけないとかいうことを我々が決めるわけではないから「どうぞ、どうぞ、いつでもいらしてください」というのはあれなので、「これだけ懸念していますから問題は絶対起こさないでね」というような文章を今後も考えていく必要があるかなと。

また、地域住民からご意見とかが出てきたら、そのあたりを踏まえてそういうことも検討していきたいと考えております。これで、今回も問題はないだろうと思いますけれども、今後もずっと同じだと同じパターンの結果になってしまうので、やはり我々も少しずつ考えていかなければいけないかなと考えております。これは単なる僕の感想という事です。

副参事（子ども教育経営担当）

今、各委員からいただいた内容も踏まえまして、照会に対する回答はこちらにいたしましても、引き続きの指導、また、事例が起こった場合の対応というのが重要かと思っておりますので、保健所とも連絡を密にとりながら対応していきたいと考えてございます。

伊藤教育長職務代理

よろしく願いいたします。

ほかになれば、質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第32号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

事務局には、本日議決した内容で保健所長への回答をするように指示をいたします。

<委員活動報告>

伊藤教育長職務代理

続いて、報告事項に移ります。

初めに、委員活動報告について、事務局から一括して報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

委員活動報告について説明させていただきます。画面のほうもあわせてご覧いただければと思います。

9月27日、第50回中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会が、駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場で開催され、渡邊委員、田中委員が出席されました。

本大会には、中野区内の国公立、私立の中学校14校が参加いたしまして、男子は19種目、女子は16種目の競技が行われました。また、特別ゲストとして昨年に引き続き、ロンドンオリンピックのマラソン日本代表の藤原新選手も参加されました。藤原選手におかれましては、共通女子1,500メートル、共通男子3,000メートルの競技に参加され、生徒とともにすばらしい走りが披露されました。

また、当日は肌寒く、小雨の天候でございましたが、男子100メートルハードル、110メートルハードル、100メートルリレーで大会新記録が続出する状況でございました。100メートルハードルでは、第1位、第2位とも新記録であり、いずれも1年生が記録したもので、今後の活躍も期待されるところです。

また、9月28日になります。平和の森小学校仮校庭の用地及び旧中野刑務所正門の視察に、伊藤教育長職務代理、渡邊委員、田中委員、小林委員が参加されました。

以上となります。

伊藤教育長職務代理

各委員から補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

私は両方に参加してきましたけれども、駒沢での総合陸上競技大会について報告させていただきます。

ここにあるように、前の日はすごい雨で、本当にこれでやるのかというぐらいに降っていたのですけれども、当日はぱらぱらで競技もしっかりできてよかったと思います。

ただ、ほぼ1日雨が降っていて、中学生には少しかわいそうだったなという気がしまし

た。でも、すごく立派な会場で、電光掲示板にも選手の名前がそれぞれ速報で出て、中学生にとってはすごくいい機会だったのかなと感じました。

あと、僕は、藤原選手が女子の1,500を走ったときに見ていたのですけれども、トップの選手が東京都の大会にも出るような選手らしいのですけれども、その選手を引っ張ってすごいスピードで走っていて、途中からはだんだんゆっくりにして途中の生徒たちに声をかけながら、最後は一番最後の選手と一緒にゴールするという感じで、とても配慮した走りをしてくれてよかったなと思いました。ぜひ、これはまた今後も続けていってほしいなと感じました。

以上です。

渡邊委員

今、田中委員が言われました、第50回の記念すべき総合体育大会の連合陸上競技大会に参加してきました。

田中委員がおっしゃったように、こういう素晴らしいグラウンドで競技をするということは、子どもたちにとっては非常によい経験になるということだけはおそらく間違いないのだろうなと思います。また、この中で一生懸命やっている選手たちにとっても、こういう機会を今後もなくさないように、頑張っって継続できるように、我々も努力していきたいと思っております。

実際には、少しだけ言うと、後の問題にも出てくるのですけれども、部活動で体育着を着ている子とユニフォームを着ている子がいらっしゃるのですね。ユニフォームを着ているのは陸上部、体育着を着ているのはほかのクラブの子。だから、そうすると部活動といながら体育大会でクラブ対抗みたいな形で生徒を集められない状況もあるので、これについてはどうこうという意見ではないのですけれども、気持ちとしては何とかしたいなと若干感じるころであります。天気だけは残念だったのですけれども、とてもいい大会でした。

それと、桃花小学校に行ってきました。桃花小学校に、東京土建の方がものづくり体験ということで、年に一度やっていただける。そして、材料を持ってきて、のこぎりだとか釘を使って本棚をつくる体験をするという授業で。その授業を聞きに行ったのですけれども、なかなかすばらしい授業でした。

まず、杉の木を使ったのですけれども、植林とか、そういうことから木の話とか森林の話まで最初にして、その中で木材というものを使っているという形で、ただものをつくる

だけではなくて材料から。食育に近いものがあるのですけれども、そういった形で説明されて、ものづくりを行っていくと。子どもたちにとっては、とても有意義な時間だったのではないかなと思います。

その中に、ものづくりではないですけれども、技術コンクールで日本で3位の人が中野区にいらっしゃるみたいで、その方に実演していただいたりとか、のこぎりの使い方とかそういうことを教えていただいて、意外に自分も知らなかったなんていうことが若干ありました。

あと、それだけではなくて、せっかく学校を訪問したものですから、校長先生に学校を案内していただいて学校の授業の風景も見てきました。授業の風景だけに関しては、何を言うこともないのですけれども、中野区の学校の中で少し問題になっている生徒数ですが、桃花小学校も非常に生徒数が多くて、教室がいっぱいいっぱいかなという印象と、どうしたらいいのだろうという、そういった意見。これ以上ふえると対応が難しくなってくるなという感想をまず持ったのと、ここには特別な「きこえとことばの教室」というのがあるのですね。今まで、教育委員になってから僕はここに行かせてもらったのは実は初めてで、いけなかったなと思ったのですけれども、素晴らしい施設で、中野区立の小学校としてそこに持っている。非常に充実した施設です。これに関しては、ぜひ活用の方法を十二分に考えて、もっともっと活用できるのではないかなと。せっかくの施設がフル活動ができていない、まだ少し対応ができていないという趣がありますので、これはやはり、ある資源を最大限に利用するというので、使い方についてももう少し頑張って考えていったらいいのかなとは思っていました。とても素晴らしい施設です。

それと、学校に学童クラブがくっついているのですね。学校の敷地にそのままくっついた形で学童があって、そこも新しく直されているのですけれども、そこもいかんせん狭いというか、こっちの学童については入り切れないと。これも早急に対応していかなければいけない事実かなと感じました。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ほかに。

小林委員

報告というよりも、少し報告に関して。

この陸上競技大会ですけれども、これは現在、駒沢で行われておりますが、参加の生徒

はどういう状況になっているのですか。全員ではないですよ。

指導室長

それぞれの学校で選抜されている選手です。

小林委員

それは、人数には何か制限があるのですか。

指導室長

それぞれの学校で、種目の数だけ目いっぱい出すこともできるのですが、陸上部のある学校でないとなかなかそこまでいかないのです。学校によってばらつきがあります。最大でその種目数です。

小林委員

いろいろな考え方があって、学校でやる運動会とは違って、こういった正式なというのでしょうか、陸上競技場を体験するというです。いろいろ地区によって児童生徒数とのかかわりもありますので、一概に何とも言えないと思うのですが、例えば全員が行くとか、そういうこともあるのですけれども。今の参加方式がいけないというわけではないのですけれども、今後、少し検討してみてもいいのかなと。というのは、全体的に減ってきていますので、輸送の問題とかもあると思いますね。

それともう一つは、従来、今、建て替えている前の国立競技場でやっていたわけで、今度はオリンピックが終わってその後どうなるかということなのですが、やはりアクセスを考えたりとか、より多くの生徒がここに参加できるということを考えたときに、また駒沢から戻したほうがいいように思うので、その辺のところの手続です。多分、相当前からしつかりと事務局としてそういったところに心を配っておかなければいけないと思いますので、当然もうやっていたらと思うのですけれども、その辺のところを、今後のあり方というのですかね。それもぜひお考えいただいて、抜かりなく進めていただければありがたいという要望です。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ほかになれば、私から報告いたします。

平和の森小の視察にも行ってまいりましたし、それとは別に、教育委員としての活動ではないのですが、スクールカウンセラーのスクールカウンセリングの国際大会で今度はイタリアのほうに行ってまいりました。WHOの方が記念講演をしてくださったのが印象的

だったのですけれども、子どもの成長にとって予防的なかわりですとか、あと、災害等の命にかかわる事件みたいなことがあったときにも、早期の介入が確実に予後を変えるというか、その後の子どもたちの成長にかかわってくるというご発表だったのですけれども、東京都の教育委員会でも、今学期、SOSの出し方ということが強調されていると思いますが、子どもたちもSOSを出して大人も早期に対応する、あるいは予防するということがますます重要視されているということを感じました。

また、いろいろな国の人たちが発表されたのですが、スクールカウンセラーの役割についても、例えば幼稚園ぐらいから「おめめを使ってみんなのことは見守って、おみみを使ってみんなの声を聞くよ」という形でわかりやすく役割を説明すると同時に、子どもたちのSOSを出しやすくするという工夫もなされている例など聞きまして、きちんとしたエビデンスですとか効果ということも含めてですが、多様な取組を積極的にしていくことが必要なのではないかと感じましたので、ご報告いたします。

以上です。

では、その他なければ、委員活動報告は終了いたしたいと思います。

<事務局報告>

伊藤教育長職務代理

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の一番目「平成30年度中野区学力にかかわる調査の結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「平成30年度中野区学力にかかわる調査の結果について」、ご報告いたします。資料をご覧ください。

1の「調査の趣旨」につきましては、学校、そして児童・生徒自身が学習状況を把握し、その後の学習に役立てるとともに、授業改善に生かすこと、教育委員会が課題を明らかにして今後の施策に生かすことなどが挙げられております。

2番の「実施概要」、3の「方法」につきましては、お時間の関係がありますので資料をご覧ください。

4番目の「調査結果の概要」でございますが、まず、(1)といたしまして小学校・中学校とも、全学年、全教科の平均正答率は目標値と同程度、もしくは目標値を上回っていました。ただし、観点別に見た場合は、小学校2年生の「書く力」が目標値を下回っております。

した。

2番目といたしまして、通過率が70%以上の項目、これは前に申し上げたとおりに、目標値を超えた児童生徒が70%以上いる、そういう項目は全86項目のうち57項目で、昨年度、一昨年度に比べ、達成した項目数が増加しました。

教科別では、算数、数学が24項目中22項目、昨年度は18項目でした。理科は12項目中3項目、昨年度は1項目でございました。英語は6項目中6項目、昨年度は5項目でございました。など、増加いたしました。

校種別では、小学校で昨年度41項目中32項目から35項目へと3項目増加し、中学校では昨年度、今年度ともに45項目中22項目でした。

調査の分析として、特に課題といたしましては、国語では話の内容の中心や意図を読み取る問題、社会や数学では複数の資料や事象間の関連性を考える問題、理科では実験結果をもとに考察する問題等の正答率が比較的低かったように思います。また、国語や英語では読み取ったり考えたりしたことを自分の言葉で表現する力に課題が見られ、無解答率も高い傾向にありました。

2番目といたしましては、理科・社会につきまして、昨年度に引き続き、学習上、重要な語句や用語の理解を問う問題で課題が見られました。用語をただ暗記するだけでなく、自分の言葉で説明できる力の育成が求められていると感じています。

具体的な対応例といたしましては、資料の中で各教科ごとに示させていただいているところがございますけれども、特に成果のあった事例といたしまして、2校挙げさせていただいております。

資料の一番最後になります。A小学校では、朝学習、放課後学習教室、読書活動など、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るための継続的な指導を行うとともに、OJT研修、特別支援研修、「ほっと夕会」などを通して教員の指導力向上に取り組みました。

B中学校では、習熟度別少人数指導、放課後や長期休業中の補習などにより、個に応じた学習支援を充実するとともに、その指導において教員のほか、地域人材を活用していることが特徴的でした。

各学校におきましては、自校の結果についての分析を行い、それに基づいた授業改善プランを作成し、日々の授業改善を図ってまいります。あわせて、分析結果等を各学校のホームページ等にて公開いたします。特に、通過率が70%に届かなかった観点につきましては、実効性のある取組を工夫し、実施するように働きかけてまいります。また、教員研修、特

に若手教員研修の充実に努め、教員の授業力の向上を図ってまいりたいと思っております。

報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言等ありましたらお願いいたします。

田中委員

全体としては、中野の子どもたちの学力が上がってきていることで大変うれしい結果だと思います。

これは要するに、全体の中で解答率が70%を超えていた項目がどれぐらいかということですが、解答率が低かった問題というのは、その結果から個人のあれというのはよく見えては来ないのですか。例えば、全体ではなくて、個々の子どもで見たときに、ぐっとこっちのいいほうが多いとか少ないとか、そういう結果はここからは読み取れないのでしょうか。

指導室長

個人個人にも、その結果は返しているところでございます。ですから、それぞれの子ども、個々の子どもに関して、どの教科のどこのところが弱いのか、点数がとれなかったということはわかりますので、もちろん、児童生徒自身がそれをもって自分の課題を把握するとともに、教員自身が自分のクラスの子ども、個々の子どもに課題を感じて、例えばそれを少人数指導のところで生かすなどしております。

田中委員

ありがとうございました。

伊藤教育長職務代理

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

これは毎年のことなので、これはこれでわかりましたと。毎年、これをやった後に、結果について分析ということについては、一つの結果であって、統計自身これで全てをはかるものではないということで。この結果をもったら、どういう取組をしていったらいいかなと、今日最後につけていただきましたけれども、やはりそこが一番重要なのかなと。誰よりも勝った、負けただけでは、よくなった、よかったね、ではなくて。よくなったらさらによく、また、傾向として悪いところはいつまでたっても悪いので、そうするとそこにしっかりてこ入れして行って、目標をしっかり定めてちゃんとやっていきたいと思いますという。

そういったところへこれをぜひ活用していただきたいなど。これは要望です。

以上です。

小林委員

この調査に関しては、目標値を上回っているかどうかということが大きなポイントのように思えますが、上回ったからよかったねという話ではないと思います。もちろん、上回ることはいいことなのですけれども、それは大きな目標にしていると思うのですが、大事なことはその実態。今、いろいろ各委員からもお話があったように、個々人がどうなのかということも大事なので、しっかり個に応じた手当てというか、指導をしていく。実態を見きわめて、そしてそれに対応するという。指導の改善を図ったり、より充実させていこうということが一番重要なことであって、渡邊委員や田中委員がいる前であれですけれども、例えば患者さんがいればその患者さんがよくなるように、一人一人の状況に応じて手当てをしていくということが問われるわけなので、そういう点では、私はこの中野区の調査方式というのは非常にすぐれていると思っています。1枚目に全86項目とあるのですけれども、この86の指標があるわけですね。学年、教科、それから観点を全部細かく。ですから、世間一般でどこどこが上位であるとか何とかということがよく言われますけれども、それは私から言わせれば、ただ単にあまり意味のない平均点をとって上だ下だとやっているわけですし、しかも生活環境だとか様々な違いも踏まえなければいけないわけなので、そういう点ではこの方式を今後も貫いていただいて、それを保護者の方にもよく理解していただく取組が今後必要かなと思います。

そういう点では、今、指導室長からも報告があった学力調査で成果のあった学校の取組という、この辺の主な取組を今後しっかり検証して行って、ただ、厳しい言い方をすると、ここに書かれてあることは従来もやってきたようなことばかりなので、もちろんそれはそれで大事なので、継続して取り組むことは大事だと思うのですが、医学の世界で言えば新しい薬とか治療法とかというのはどんどん出てきているわけですから、そういう意味では、何もこれがだめだというわけではないのですけれども、もっと今までの殻を破るような指導のあり方というのですか、実践に期待したいなと思いますので、ぜひ教育委員会のほうから各学校にそういった方向で、従来のものに頼るのではなくて、今、この時代の中に合ったものがどうなのかということをどんどん模索して実施すると。それを教育委員会が支援していくということが大事だと思いますので、何となく満遍なく毎年これをやって、ああよかったですねというのではなくて、本当にその子どもの学力に、個々に対応して、しっ

かりと伸ばしてあげられるようなシステムを今後も貫いていただきたいなと思っています。

これは感想というか要望です。以上です。

伊藤教育長職務代理

私から質問が二つあります。

今回、成果のあった学校の取組を挙げていただいて、大変すばらしいと思っておりますし、大変だったと思うのですけれども、感謝しております。

それにつきましてご質問なのですけれども、おそらくはA小学校につきましては国語を中心とした取組、B中学校につきましては数学を中心とした取組ということで掲載されているのかと推察するのですけれども、B中学校におきましては、英語のほうもパフォーマンステストなどをされているということで。

お聞きしたい点は、少し残念だったのは、A小学校でどういう成果があったのかということがなくて「成果のあった学校」とだけなっているので、差し支えがあるのかもしれませんが、例えばA小学校でいえば国語を重点的にやった結果、それについての取組による直接の効果として国語の点が上昇しているのかとか、あるいは伴って他教科にもそれが般化しているのかということについて、成果の部分についてももう少し教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、A小学校のほうの取組で、MIMのことも手元のほうでは触れられているのですけれども、他区でも最近非常に使われていて効果を上げているシステムだと感じているのですが、その中野区での指導の利用率といたしまして、どのくらいの学校で導入されているのかということについてもお聞きできたらと思ひまして、ご質問させていただきました。2点です。

指導室長

1点目のご質問でございますけれども、A小学校とB中学校は、特にどの項目というより全体的に非常にいい成果を上げている学校です。

伊藤教育長職務代理

1年間で伸び率があったということですか。

指導室長

伸び率というよりも、全体的な、学校間で大体その項目の、先ほど申し上げた通過率とか正答率で実は比較できるもので、その中で上位のほうにある中学校と小学校を抜粋したということでございます。

伊藤教育長職務代理

途中で申しわけないのですが、成果があったということであるならば、今回高かったということではなくて、前回と今回の伸び率ということで、そこにこの取組があったというふうには言わないとロジカルではないし、説得力を持たないと思うので。申しわけないのですけれども、その点、もう一度ご確認いただいて、また今度、資料など拝見できるといいなと思います。よろしくをお願いします。

指導室長

2点目ですけれども、MIMのことにつきましては、こちらで今現在ではデータを持っていませんので、また後でご報告させていただければと思います。

伊藤教育長職務代理

調べてください。よろしくをお願いします。

これは私からの要望ですけれども、良い取組は、やはり広げていくことが子どもにとって大事ななと思いますので、ぜひお調べいただいて、また、伸び率も含めて本当に成果があるのであれば指導室のほうから呼びかけていただくとか、そういった形で来年に向けて取り組んでいただけると調査が生きると思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

以上です。

その他、ご発言ございますか。

なければ、本報告は終了したいと思います。

続いて、事務局報告の2番目「中野区教育委員会部活動のあり方に関する方針について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「中野区教育委員会部活動のあり方に関する方針について」、ご報告いたします。資料をご覧ください。

本方針策定の趣旨といたしましては、中野区の中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動は生徒の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目的とすること、生徒の自主性、自発的な参加をもとに、合理的・効率的・効果的に取り組むこと、学校全体として指導・運営体制を構築するとともに、地域・家庭の理解を得ること、地域・学校・活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものでございます。中野区において、持続可能な部活動を推進する上でのガイドラインとして位置づけております。部活動への期待や教育的

意義を理解し、それにかなう部活動を推進してまいりたいと思っております。

項目は全体で五つから成り、一つ目の「適切な運営のための体制」につきましては、部活動の顧問は年度当初に年間指導計画を作成し、校長に提出することとさせていただいております。校長は、各部の活動方針、年間計画等をホームページに掲載し、公表してまいります。そのようなことが記載されております。

2番目の「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」としましては、事故防止、体罰、ハラスメントの根絶はもちろん、部活動顧問のコミュニケーションの大切さなどが書かれております。

3番目の「適切な休養日等の設定」につきましては、週当たり、原則として2日の休養日を設け、そのうち1日は土日からとること。活動時間は週当たりで合計16時間を超過しないように努めることなどが記されております。

4番目、「生徒のニーズを踏まえた環境整備」につきましては、状況が許す限りで生徒のニーズに応じていくことや、地域との連携を図ることなどが記されております。

5番目の「学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し」につきましては、直接、区教委が権限を有しないところもありますが、大会・コンクール参加が生徒の過度な負担にならないように回数等を考えてまいる、そのようなことが記されております。

このガイドラインにつきましては、この後、学校に提示したいと考えております。

なお、中学校校長会との協議の上で作成してまいりましたので、学校の下承は得られているものと考えております。

報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらよろしく願いたします。

渡邊委員

こういったガイドラインを指導室から示していただくのは、とてもありがたいと思います。おそらく、部活のあり方は、今、こういうところでしゃべっていいのかあれなのですが、働き方改革の一環として、児童のためと言いつつも学校の教育の場所のあり方で、教員への負担とかそういうことも考えてということでこういったものが出ているのだろうと。

そういう意味では、この文章は教員ではなくて、児童を中心としたものの書かれ方をし

ているので、それは少し安心しました。ただ、聞いていると気が抜けるような、一番最初に出ているように、部活動は生徒の自主的にみんな頑張っているのに頑張り過ぎてはだめだよとか、時間が多過ぎたからもうやめなければだめだよとか。なかなかそれを、ルールを決める側としては決めたいところですけども、この辺は臨機応変に対応を。例えば、試合前ですからみんな練習して勝ちたいと思っているのに、16時間超えたから今日はやめましょうみたいな、それではなかなか部活動としてはどうか。

ですから、少し柔軟性をもたせた評価とか、子どもたち、無理してやらせろとかいう時代ではないのですけれども、やはり自主性を尊重し、それで先生はその子どもたちの体力と疲れぐあいを見て、原則は原則という形でその辺はある程度柔軟に対応できるように話を。原則とは書いてあるのですけれども、この原則を物すごく厳格に守られると、少しどうなのかなという気はします。

それと暑い日とか、環境によっても変えなければいけないと思うので、そういった環境の変化については十二分に留意して行っていくことも明記しておく。全部読み切れなかったのですけれども、明記していなかったのではないかなと思うのです。環境がよくない場合とかがあるみたいですから、運動部だけですけれども。どっちかというとなりが運動部に寄っているのかなというのも若干あれなのですけれども、文化部もやはり課外活動としていいのではないかなと思いますので。とてもいいことだと思います。これをまず最初のガイドラインとして示していただいたのは、指導室として非常にありがたいなと感じております。どうもありがとうございました。

小林委員

部活動に関しては、ようやく前回の学習指導要領でかなり部活動が、認知というと少し言い方はよくないかもしれませんが、相当明確に認められてきたというか。そういう中で働き方改革の流れがあって、何となく学校の教育活動の中から切り離されるという方向性に現実にあると思うのです。これはやはり、学校の実態にもよるのですけれども、特に中学校・高校での部活動というのは、教育活動上、非常に重要な意味があると思うのです。もちろん優先順位がありますので、それは決して一番ということではないと私は思っているのですけれども、諸条件を整えば、例えば教員でいえば教科の指導、領域の指導、そのほか、学級経営とかしっかりと充実させた上で部活動をどんどんやるということは、私は大いにいいかなと思うのです。

やはりこういうガイドラインがあれば、ある一定の行き過ぎた指導、それは今、渡邊委

員が言われたようにある程度意欲をそがないようなものも大事ですし、それから中には非常にこれは少しいかがなものかという、激し過ぎるものもあるかもしれませんので、そういう点を抑止するという点では非常にいいかなと。

もう一つは、今、学校規模も小さくなってきていますし、従来、周辺校との合同部活なんていうことも盛んに提唱されたのですが、なかなかそれが根づかない実態もあると思うのです。そうしたときに、私は学校規模、教員のそれぞれの職務を考えたときに、決して無理をさせてこれを担当しなければならないとか、そういう状況はもうやめたほうがいいかなと思っているのです。その状況、実態にあった中で頑張ろうという教員、そしてその子どもたちを大事にしていくということが重要だと思いますので、やはり一律にというのではなく、柔軟性を持って、かつ子どもたちにとって何が大事なのかということ、ガイドラインができたからこれでおしまいではなくて、今後も少し検討を続けていく必要があるのかなとは思っています。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私からもなのですけれども、私も勉強が足りなくて、スポーツ庁のガイドラインを拝読したり、この間、少し勉強したのですけれども、渡邊委員や小林委員も言われたように、もしかして少し抜けているのかもしれないのは、そもそも部活動ということそのもの、「これをしてはいけませんよ」とか「ここに注意しましょう」は書いてあるのですけれども、そもそもどういうふうにしていけばいいのかについての言及というのが、もしかしたら少ないのかなということも感じまして。と申しますのは、例えばそういったスポーツ庁のガイドラインや体罰についてのガイドライン等々を拝読しますと、例えば科学的な方法で練習をして計画的に指導するという大原則、やっていけないことではなくてどういうふうやっていくのかの大原則、こういうふうにしましょうという大原則も大事にされているように思いました。これは報告なので、今回、載せられるかどうかわからない、また載せられないのかもしれないですし、私も今まで気がつかなかったので申しわけないのですけれども、そもそもどういうふうにするのかという原則があった上で、それに鑑みて、科学的で計画的であれば大会の前は少したくさん練習することもあり得るかもしれませんし、しかしそれが非合理的なものであれば、たくさん練習しても効果に結びつかないわけですから、そういう科学的で計画的ということでやっていきましょうという文言を入れるとか、どういうふうやっていくのかの大原則みたいなことも、書き加えていただくことが必要か

もしれないなと思いました。

以上です。

指導室長

今、ご指摘がありましたとおりに、本区のガイドラインは一応、スポーツ庁と都の教育委員会にあったものをほぼ踏襲してつくっております。ちょっとした差とかそういうのは、今、ご指摘のようにあったので、まずは今後ともこれで固定して未来永劫ということではなくて、今までいろいろアドバイスいただきましたので、また、いろいろやってみてご意見があったところは書き加えさせていただきたいと思います。

一つは、先ほどもありましたけれども、あまりここに書き過ぎてしまいますとがんじがらめになってしまって「ねばならぬ」になってしまいますので、実は少し幅をもたせたところも事実でございます。今、貴重なご意見もいただきましたので、今後に向けて、例えば今年これを出させていただいたとしても、見直しは続けてまいりたいと思っております。

伊藤教育長職務代理

よろしく願いいたします。

渡邊委員

今、小林委員が少し言われて、本来と少し外れているのですけれども、最初の報告でスポーツ大会があって参加数が少し減ってきてと。そして、ああいうところで見たら、今回、砲丸投げという競技もあったのです。砲丸投げなんてどこがやっているのと、実際少し思ってしまうぐらい。そういう形でやっていて、そこの中で見ていたら、少し思うことというのが、私立でも、自分たちが学校の案内とかをすると、どうしていますかと。学校の沿革とか書いてありますけれども、部活動は必ずみんな説明していて、こんなにクラブがいっぱいありますよとパンフレットには書いてあって、参加者が1人とか、部員が1人しかいなかったのが廃部になりましたとか。そういうのが本当にいいのかと。やはりそういうのを期待してくる子どもたちはいて、そうしたときに学校規模とかいろいろな問題で部活動というのは難しくなっているのは事実ですけれども、やはり小林委員が言ったように柔軟な対応で、学校の通学といっても通学圏内は中野区だと遠くても最大2キロというのはいないはずなのです。そうすると、隣の学校に行っても常識的な通学範囲であって、私立なんかに至っては電車に乗って行くわけですから、それを考えれば、少し柔軟な考え方というのは教育のあり方として考えていっても。そして人数が集まって試合に勝っていけば、ここに書いてあるように子どもたちにとって自主性と自発性が育まれて。そして、学校教

育の一環としての教育課程ということでもありますから、そのあたりも充実してくるのではないかなと、そういう時代に入ってきたのかなと。

中野区は学校として統廃合をやっている今となつては、そういった意味でも水泳なんかはプールとかについても、発想としては共有して使っていくとか、そういう施設をみんなで十二分に活用していく方法を今後は模索していかなければいけないのではないかなと感じたので。今回とは少し的が外れていて申しわけありませんけれども、少し感想を述べさせていただきます。

小林委員

またそれしてしまうかもしれませんが、今、渡邊委員が言ったことは非常に重要なことで、もちろん、今、これの報告なのですけれども、今後中野の教育をどうしていくかというときに、今のような考え方というのは教育委員会の中で私たちは常に議論していく必要があるのではないかと思うのです。

学校というのは、従来、ずっとこうやってきたから全部それでいいのだと。例えば昭和39年の東京オリンピック以来、各学校に必ずプールがあると。果たして全部の学校にプールは必要なのだろうか、そういったものを効率よくしていけば、もっと充実した教育活動ができるのではないかと。

そういう点では、部活動で学区域の弾力化でどれぐらい動いているのかということもあると思うのですけれども、そうすると先々考えていくと、学区域をどうするかとか、選択制をどういうふうにしていくとか、そういうことも今後、中野区としてより充実した教育を展開していくためにはどうしたらいいかということを経験的に検証していく必要があるし、変えることが目的ではないのですが、変えなくていいことはいっぱいあると思うのです。ですから、それを変えるというのではなくて、変えてもいいところはいっぱいあると思うのです。そういう点はこういったことを発端にして、いろいろなことあるごとに、私たちがどんどん発信していく必要があるかなとは思いました。

済みません、余計な感想かもしれません。

伊藤教育長職務代理

一言だけ。

私も同じ意見で、学区の通学区域のことですとか、先ほどの学校規模のこと、いろいろな統廃合の中で大き過ぎる学校と小さ過ぎる学校ができてしまうとか、いろいろなことが生じると思うのですけれども、その中で統合的にどういう教育活動を保障していくのかと

いうことを、全体を通じてもう少し連動的にということか、部活は部活だけ、通学区域は通学区域だけとか、学校規模は学校規模だけということではなくて、統合的に考えていくことが必要だと思いますので、ぜひそういったことについての検討の機会というのも設けていただけるようお願いできればと思いました。

以上です。

指導室長

どうもありがとうございます。

ちなみに、先ほど来、合同部活とかそういう話が出ておりましたので、参考までに今の状況をお伝えしたいと思います。

中野区の場合、広がってはいないのですけれども、比較的、合同部活をやっている状況はございます。野球部ですと2チームできておまして、一つは二中・南中野中・中野東中、それからもう一つは緑野中と八中が合同チームを組んで試合に臨んでおります。

一方、サッカーなのですけれども、サッカーは3チームございまして、四中・五中チーム、それから八中・七中チーム、そしてもう一つはなんと南中野中と中野東中とさらに実践学園、私立が入っている。ですから、今後はそういうところも視野に入れて、配慮して検討していくこともあるのかなということを感じました。

以上です。

渡邊委員

野球とかサッカーとか、人数が集まらないとできないという、そういった最大の決まりがあるので、確かにチームを組まざるを得ない、でもやりたいというところなのですけれども、例えば教育委員会で若干かかっているのは、プールなんかはどうしても頭に浮かぶのですね。中野中学校は室内プールがあって、年がら年中で泳げるのです。でも、ほかの学校は泳げない。そうしたら、水泳をやるのであればいつでも練習ができる環境を、その学校を整備すると。ただ、一つの学校に全部プールがあるのと、そういうプールがあっみんなで活用していくのと、本当にどっちがいいのかということは。具体的な一つの例として、チームだから、組めないからやりますというだけではなくて。例えば、今度大きな立派なグラウンドを区長が整備するというようなお話をしていますけれども、そういったグラウンドができたなら、グラウンドができた学校だけではなくて、それをいかにみんなが使えるようにするかということがこれから重要だと思います。

私立中学校と合同だというのが、本当に素晴らしいことですね。今回の体育大会は、あ

れは中野区であって区立ではなかったもので、そこだけ報告を忘れましたが、東大附属も出ていますし、実践学園も出ていますし、明大中野も出ています。やはり、区立ではなくて「中野区」という考え方を持って教育も進めていくということは、本当に素晴らしいことだなと感じました。ありがとうございます。

小林委員

今、室長から私立も含めた合同部活の報告があったのは、大変意味があることだと思います。であるならば、例えば、小中連携をやっているわけですから、もっと小学生も巻き込んだ部活動を考えてみるとか。そういう例はないと思うのですよね。だから、そういう発想が、私はこれからの公立学校を生かしていく大きなポイントになると思うのですね。ですから、義務教育学校ももう認知されているわけですので、私立もいいよね、では5・6年生も一緒に部活動やったらと。ところが、多くの中学校の教諭は抵抗を示すのです。でも実際にやっていくと、早くから取り込んだほうが強くなれるということを教員がわかってくとどんどんやりだすのです。やっていないというだけであって。ですから、そういう柔軟な発想をどんどん校長会でも刺激して、中野中では1年中プール指導をやっていますとか、そういうことをもっと柔軟に取り入れていいように思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

伊藤教育長職務代理

よろしいでしょうか。

では、続いて事務局報告の3番目「平和の森小学校増築工事に伴う仮校庭の整備について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは「平和の森小学校増築工事に伴う仮校庭の整備について」、ご報告いたします。

平和の森小学校においては、今後の学級数の推計値から普通教室の不足が見込まれるため、今年度から来年度にかけて増築工事を行う予定としております。

増築工事期間中は、工事作業スペースの確保などにより、校庭の一部が使用できなくなるため、小学校に隣接する矯正研修所等跡用地の一部を借用し、仮校庭を整備して使用する方向で財務省と手続を進めてまいります。

1番目、仮校庭整備ですが、整備予定地につきましては、矯正研修所等跡用地の一部でございます。位置につきましては、別紙図面を添付してございますので、そちらをご覧ください。矯正研修所等跡用地の西側用地の一部を借用いたします。

次に、整備概要ですが、樹木の伐採工事、ダスト舗装工事、防球ネット設置工事などを行ってまいります。

工事予定期間ですが、2018年11月上旬から2019年1月中旬でございます。

なお、平和の森小学校の増築工事に伴う既存校庭の使用が制限される期間は、運動会時期を除く、2019年2月下旬から2020年2月下旬を予定してございます。

次に、2番目、仮校庭用地の借用についてでございますが、借用依頼先は、財務省東京財務事務所でございます。

借用想定期間は、2018年9月から2020年3月でございます。

借用期間には、工事期間及び工事のための事前調査期間を含み、借用契約は年度ごとに行ってまいります。

今年度の借地料予定額でございますが、約1,560万円でございます。

3番目、想定スケジュールでございますが、仮校庭整備工事関連及び既存校庭の使用制限期間につきましては、資料記載のとおりでございます。

4番、その他でございますが、今回、矯正研修所等跡用地の借用に当たりまして、財務省と協議を進めていたところ、借地料の算出方法が長期間使用している学校用地の場合と、今回の一時使用の場合では異なることとなり、当初予算額では不足することが9月初めに判明したため、執行対応することといたしました。

ご報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊藤教育長職務代理

ただいまのご報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらよろしくお願いたします。

田中委員

平和の森小学校は、生徒さんに聞くと昼休みも全校で遊べないので、曜日によって学年が決まっているようなことを聞いていましたので、これだけ利用するスペースができるというのはすごくいいことだなと思います。

この前、視察に行ったときに感じたのですけれども、この図でいうと左側の細い道路ををってこっち側の校舎へ来るわけですけれども、あまり交通量のない、そういう意味では安全な道路だと思いますけれども、やはり何か事故が起きてはいけないので、移動するときとか、あるいは移動で仮の校庭を使っているときもそこで先生方が見ていなくてはいけないと負担もふえると思うので、何かそういった対応もあわせて考えていただけるとい

いなと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

まず、矯正研修所跡用地に入る入り口のそばが、ちょうど体育館の裏側になるのですけれども、そちらに新たな門を設けまして、なるべく最短で仮校庭へ行けるようにすることを今、考えております。

また、仮校庭へ移動する経路には管理員を配置することを検討していたりとか、また、校庭内での活動については学校職員が必ず同伴する等のルールなどを現在、学校と相談しているところでございます。

渡邊委員

実際に仮校庭がいいとか悪いとかという段階ではもうなくて、先ほど桃花の話もしたのですけれども、平和の森も学校が膨らんでしまうと、教室とか校庭とかというところを話題にはするのですけれども、その間いろいろな備品とかその他等が全て足りなくなって、キャパシティをオーバーしてしまえば、生徒が多いとメリットもあるのですけれどもそこに通っている子どもたちが多過ぎてうまく活用できていないというデメリットも生じていると。不利益が生じないためには、今回この校庭については近くにあって、今、使えるものを何でも使うという形で。物理的に制限を受けているものは努力で何ともなりませんので、そこをいかに整備を素早く。ですから、2月とか言っているのではなく、本来であれば1月にでも使えるぐらいの気持ちで、こういったものは早期に整備して、子どもたちの環境を少しでもよくしていくということが今後重要なのかなと。いろいろとあのあたりに次の話題も集中していますけれども、そういったことによってスケジュールがどんどんおくれて、子どもたちの不利益になっていくことが本当にいいことなのかということを考えていただきながら、ぜひこういったものは。

ただ、急ぐだけではなくて、形を見ると誰もが気づくのですけれども、通路を渡って行って中庭に入っていきみたいな形で、その前に道路があるので。視察に行つて来て、道路の安全の確保とか、そういったルールも同時にしっかり整えていただいた上で、ぜひ1日でも早くこういったものを使えるようにしていただきたいなと思っております。

区としては、なるべく早くこの土地を取得して、1日でも早く新しい校舎をつくれるような体制を整えていただきたいなと考えております。

以上です。

小林委員

今のいろいろなご意見はそのとおりであって、この地図を見ると、少し死角になっていますので、それだけ道路を渡るとかいろいろありますので。なかなか難しいかもしれませんが、人的な面での支援とか、可能な範囲でいろいろと配慮していただければありがたいなと思っています。

以上です。

副参事（子ども教育施設担当）

子どもたちの安全面につきましては、もちろん、人的配置等にあわせて十分配慮していきたいと考えてございます。

伊藤教育長職務代理

先生方のご負担もふえず、子どもたちが楽しく使えるように、ぜひよろしくお願いたします。視察に行って、活用がなかなか難しい面もあるということもよくわかりましたので、大変かと思うのですけれども、くれぐれもよろしくお願いたします。

ただいまの報告につきまして、その他ご発言ございませんでしょうか。

なければ、報告を終了します。

続いて、事務局報告の4番目「旧中野刑務所正門について」の報告をお願いいたします。

副参事（文化・スポーツ担当）

それでは、私のほうから「旧中野刑務所正門について」、ご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料ですが、まず1枚目、「旧中野刑務所正門について」ということで、今回、3点ほどご説明申し上げたいと考えております。

まず1点目が、有識者に実際に門をご覧いただきまして、その結果、門の文化財的価値がどうであるかということについて、聞き取りを行ったものでございます。

それから2点目、門の保存に係る概算経費でございます。中に入って調査したわけではなく、外観から専門事業者が見積もったものですので、あくまで概算ということでご理解いただきたいと思います。

それから3点目、こちらは教育委員会の所管になりますが、今回のご報告の中で平和の森小学校新校舎の配置イメージということで、門があるもの、ないものについてご説明申し上げます。

それでは、恐れ入ります、おめくりいただきまして「学識者に対する意見聴取の結果報告（概要）」という資料をご覧ください。3名ほどの有識者に実際に門をご覧いただきまして、その結果、門の文化財的価値がどうであるかということ聞き取りを行ったものでご

ざいます。

視点につきましては、こちらにございます5点の観点から聞き取りを行ってございまして、この5点の視点につきましては、国の文化財審議を行う観点から、同等のものを使っております。

それから6番目、総括になりますが、こちらをまずご覧いただきたいと思っております。3名の先生方、皆さん、東京都の指定文化財相当であるというご意見をいただいております。ただ、東京都の文化財相当となるためには現地保存が前提であるということで、移設をしてしまうとその文化財的価値は大幅に落ちますということでございました。文化財的価値の細かいところは、後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

続きまして、別紙2でございます。「門の保存等に係る概算経費」でございます。こちらは全部で5種類見積もってございまして、まず1点目が現地保存で、中に入れるように大幅な耐震補強等をするという前提の見積もりでございます。こちらは全て税別になっておりますが、そういった場合、2億3,000万円ほどかかるという見積もりでございます。

それから、2点目が現地保存で、こちらは中には入らないようにして、崩れてしまうと危険ですので必要な耐震補強のみを行って、外観からのみの見学を行う、そういった場合は8,500万円ほど。

それから3点目の移築でございしますが、これは土台ごと持ち上げてレールに乗せて、引き家と申しますが、そろそろと持っていくという手法になります。そちらですと4億6,000万円程かかると。

それから4番目は、一部保存なのですが、費用が高額になっておりますのは一部保存の「一部」を結構大きいものを現在想定してございまして、門の正面のレンガを厚さ2メートルほどに切り取りまして、それを壁に埋め込むという手法の場合に1億3,000万円。

あとは、5番目は記録ですので、調査して記録を保存するといったときの費用になってございまして、これは模型の金額も含まれております。それで1,300万円ほどでございまして。

続きまして、資料3でございまして。

副参事（子ども教育施設担当）

資料3につきましては私からご説明させていただきたいと思っております。

今回、平和の森小学校新校舎の配置イメージにつきまして、学校敷地内に旧中野刑務所正門を残した場合、また、残さない場合につきまして、各それぞれ2案ずつ作成をいたしました。

まず、お手元の資料、別紙3-1、1枚目、また次の2枚目になりますが、こちらにつきましては学校敷地内に門を残さない場合の配置イメージでございます。新校舎の前提条件といたしましては、新校舎では800人程度の児童が通う区内最大規模の小学校となるほか、また、新たに地域開放型学校図書館、キッズ・プラザを併設させる予定となっております。

特徴といたしまして、3階建ての校舎となります。また、全ての普通教室を南向き・東向きに配置することができるほか、校庭への視認性も確保することができます。また、職員室・校長室等管理諸室を校庭に面した1階に配置することで、校庭への見渡しや防犯上の配慮というところを行うことができます。

次に、別紙3-3及び4でございますが、こちらにつきましては、学校敷地内に門を残した場合の配置イメージでございます。こちらにつきましても、校舎を西側または東側に配置した2案を作成いたしました。

こちらの特徴でございますが、校舎は4階建てとなります。また、全ての普通教室につきましては、南側に配置することは可能でございます。ただ、校庭への視認性がない教室などが混在するなど、均一な教育環境として整備することは少し難しいところではございます。また、校舎、校庭の一体的活用というところが難しいため、職員室・校長室などの管理諸室を校庭に面した場所に配置する等が難しいなど、そういったところがあります。

配置イメージにつきましてのご説明は以上でございます。

副参事（文化・スポーツ担当）

それでは、頭紙にお戻りいただきたいと思っております。最初の説明様式でございます。

4番、今後のスケジュールでございますが、今月14日及び22日に、旧中野刑務所正門についての意見交換会、及び区民と区長のタウンミーティングを予定してございます。テーマにつきましては、「旧中野刑務所正門のあり方」でございます。

また、こちらには記載ございませんが、意見交換会やタウンミーティングにお越しになれない方に対しましては、区のホームページからメールまたは封書またはファクス、ご来庁等でのご意見も受け付けてまいりたいと考えております。

また、第4回定例会におきまして、そういったご意見ですとか費用、そういったところを勘案いたしまして、旧中野刑務所正門の取り扱いに関する考え方について議会にご報告し、議論していただきたいと考えております。

また、参考をご覧くださいますと、31年1月に基本構想・基本計画（案）の取りまとめ

というふうにございますので、区の考え方についてはこの第4回定例会で決定してまいりたいと考えております。ここでおくと、学校の設計に影響を与えるということもございますので、区としましてはこのスケジュールはマストであると考えているところではあります。

ご説明は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

視察をしてきて、実際に見てみると大変立派な建物で、学識の先生方のご意見でも価値があるということなのではありますけれども、見てみると本当に大きな建物で、今回、平和の森小の敷地全体が決して広い敷地ではない中で、これがこの位置にあるとやはり敷地の使用に非常に制限を受けるような気がします。文化的価値は置いておいても、子どもたちの教育環境という点から考えると、僕としてはここに現地保存というのは好ましくないのではないかなというのは、現地を見て強く思いました。

以上です。

渡邊委員

これについては私も見学に行つてまいりました。中野駅の下にも、掲示板にこの部分が掲示された経過もあります。そこも見させていいただいて、いろいろなお考えがあるのは重々知つておりますけれども、文化財になつても教育委員会が保存するということも必要になってきますし、実際にとつても価値があるものでも、価値がある人にとっては価値がある、価値のない人にとっては価値がないという考え方もあると思います。

一番価値があるのは、やはり中野区の子どものための教育。子どもたちほど一番重要に考えなければいけないものはないのではないかなという観点で考えております。ですから、これがあることによって、今、ここでなかなか判断しづらいのですけれども、さっきも少し言つたのですけれども、学校の工事をおくらせるわけにもいかない。これはかなり重要な点ですし、本当に価値があるものなのかということも皆さんで考えていただかないと、なかなか難しいかなと。ただ、学校のど真ん中にそういうものがあつていいかということについては、普通はあまりいいことはないと思います。これはもう常識であつて、それを受けるために今後、その学校を卒業していく人たちはおそらく50年は間違いなくその学校でやつていくわけですから、そういったスパンで考えていいただいて、価値として判断し

ていただきたいなと感じております。

以上です。

小林委員

私も、いろいろな側面から見て、この判断については非常に悩ましいと思います。

一つ、今後、最終的に判断していくに当たって、例えばここにかかる費用はどこがどう出すのかとか、本当に価値あるものだったら国が出してくれるのかどうかとか、教育委員会の予算の持ち出しになるのかとか。今後、それを残した場合に、ここには管理費というのがあまり入っていないのですけれども、やはりこういう文化財を残すというのは、その後ずっとそういった管理諸費用が非常にかかってくるはずですから、そういったところももう少ししっかりと基礎資料を積み上げて、慎重に判断していくことがいいのかなとは思っています。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私のほうからもご質問なのですけれども、わからないので教えてください。

先ほど、学識の方のご意見として、都の文化財相当であるということだったというご報告があったかと思うのですけれども、それは国の文化財とか、重要文化財とか、いろいろとランクがあるのではないかと思っているのですけれども、学識者2の方は国の重要文化財になることを期待するというもおっしゃっているのですが、東京都の指定文化財と国の重要文化財とどういうふうに違って、今、小林委員が言われたような、その後の保存にかかわる誰がどう負担するかみたいなことについて、簡潔で結構ですので、もしわかれば教えてください。

副参事（文化・スポーツ担当）

まず、都と国の文化財指定の違いでございますが、東京都の文化財指定ということは、都としてこれは文化財として残すべきだという判断がされたということで、文化財指定されると、維持経費を含めたいわゆる経費の2分の1が東京都から来ます。

それから、国の文化財指定を受けますと、それは日本として残すべき文化財であるという判断がされたということになります。そうしますと、保存ですとか補修、それから維持に関する経費につきましては、国から2分の1、都から4分の1、ですので補助金として4分の3が来るということになりまして、区の負担が4分の1になるということでございます。

伊藤教育長職務代理

私の意見としましては、見てきて大変貴重な建物だということはわかりました。それと同時に、校庭が本当に狭いということもよくわかって、無駄に時間をかけるということではなく、迅速に適切なことを遺漏なく考えることが必要だなと思ひまして、今回も図面を何パターンも出していただいたのですけれども、そういったことも含めて検討が具体的に必要だなということを痛感いたしました。

以上です。

本報告について、よろしいでしょうか。

では、本報告は終了いたします。

その他、事務局からの報告事項はございますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

特にございません。

伊藤教育長職務代理

それでは最後に、事務局から次回の開催について報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の開催でございますが、10月12日金曜日、10時から当教育委員会室にて開催を予定しております。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

これもちまして、教育委員会第27回定例会を閉じます。

午前11時27分閉会